

郡山市政策法務の推進に関する要綱

平成29年 3 月 23 日 制定

〔総務部 総務法務課〕

(目的)

第 1 条 この要綱は、多様化・複雑化する行政課題及び行政需要に対して適切かつ迅速に対応するため、本市の政策法務担当職員を中心とした法務体制を構築し、もって職員の法務能力の向上及び法務事務の更なる充実強化を図ることを目的とする。

(推進体制)

第 2 条 政策法務の推進に関する事項は、総務部長が総括する。

2 職員の法務能力の向上及び法務事務の更なる充実強化を図るため、各部局等に政策法務担当職員を置く。

(政策法務担当職員の選任)

第 3 条 政策法務担当職員は、次に掲げる部局長又は会計管理者（以下「部局長等」という。）が所属職員のうちから選任する。

(1) 郡山市部設置条例（平成 5 年郡山市条例第 38 号）第 1 条に規定する部

(2) 郡山市会計課

(3) 郡山市教育委員会事務局等組織規則（昭和 40 年郡山市教育委員会規則第 5 号）第 2 条第 1 項に規定する部

(4) 郡山市選挙管理委員会、郡山市監査委員、郡山市農業委員会及び郡山市議会の事務局

(5) 郡山市上下水道局

2 部局長等は、政策法務担当職員を概ね 2 名（前項第 2 号及び第 4 号にあっては 1 名）選任することとする。

3 政策法務担当職員は、主任以上の職にある者から選任する。この場合において、例規審査会審査委員である者を政策法務担当職員として選任することを妨げないものとする。

4 部局長等は、毎年度当初に第 2 項により選任した政策法務担当職員及び次条により政策法務担当職員を配置した課について、総務部長に報告しなければならない。年度途中において、政策法務担当職員に異動があったときも同様とする。

(政策法務担当職員の配置)

第 4 条 部局長等は、政策法務担当職員を、原則として当該政策法務担当職員が 2 課以上に係る次条第 1 項各号に掲げる職務を担当するよう配置する。この場合において、部局長は、負担が偏らないよう部局内で調整するものとする。

(政策法務担当職員の職務)

第 5 条 政策法務担当職員は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 条例、規則、訓令、規程、要綱等（以下「例規等」という。）の制定改廃に関する方針の相談の対応及び指導並びに原案の審査

(2) 郡山市例規審査会規程（昭和 40 年郡山市訓令第 7 号）第 2 条に掲げる事項につき前号の規定により相談の対応及び指導並びに原案の審査を行った例規等が調査審議される郡山市例規審査会への出席

(3) 国等の施策及び法令等の制定改廃に関する情報収集及び周知に関する助言及び指導

(4) 法令及び例規等の解釈及び運用に関する助言及び指導

- (5) 例規等に関する部局等の横断的な課題等の解決に関する助言及び指導
 - (6) 庁内外法律相談の論点整理等に関する助言及び指導
 - (7) 各部局等における法務事務に関し部局長等が必要であると認める事項
 - (8) 前7号の業務に係る総務部総務法務課との連絡調整
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、政策法務の推進に関し市長が必要であると認める事項
- 2 政策法務担当職員は、前項に掲げる職務を行うに当たっては、他の政策法務担当職員と連携するものとする。

(支援等)

第6条 総務部長は、政策法務担当職員に対し、その職務を円滑に行うための研修、情報提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(庶務)

第7条 政策法務担当職員に関する庶務は、総務部総務法務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日から平成29年3月31日までの間は、第3条第5号中「郡山市上下水道局」とあるのは「郡山市水道局」とする。